

平成27年度及び第3期中期目標期間

実績と評価の概要（業務運営部分）

国立研究開発法人 農業生物資源研究所

注) 第2-1 試験及び研究並びに調査 については、別途資料『平成 27 年度及び第 3 期中期目標期間
実績と評価の概要（研究部分）』をご覧ください。

目 次

	【27年度評価】	【期間実績評価】
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 経費の削減	1	3
2 評価・点検の実施と反映	5	6
3 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	8	10
4 研究支援部門の効率化及び充実・高度化	12	13
5 産学官連携、協力の促進・強化	15	16
6 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	17	18
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 試験及び研究並びに調査	別途作成	
2 行政部局との連携の強化	19	20
3 研究成果の公表、普及の促進	21	24
4 専門分野を活かしたその他の社会貢献	27	28
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	29	31
第4 短期借入金の限度額	33	34
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画		
.....	35	36

第6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	37	38
第7	剰余金の使途	39	40
第8	その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等		
1	施設及び設備に関する計画	41	42
2	人事に関する計画	43	44
3	法令遵守など内部統制の充実・強化	45	48
4	環境対策・安全管理の推進	51	52
5	積立金の処分に関する事項	53	54

指標	H23	H24	H25	H26	第3期 (見込)	H27	第3期	ポイント
第1-1. 経費の削減	A	A	A	C	C	C	C	
第1-2. 評価・点検の実施と反映	A	A	A	B	B	B	B	評価・点検が適切に行われていると、外部委員からの評価は高かった。
第1-3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	B	B	B	B	
第1-4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	B	B	B	B	
第1-5. 産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	B	B	B	B	民間企業、県農業試験場などで行う育種へのDNAマーカーの支援。
第1-6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	B	B	B	B	ITPGRに定める条件に基づく植物遺伝資源の提供H26-27年度で3万点を登録。
第2-1. 研究部分	-	-	-	-	-	-	-	
第2-2. 行政部局との連携の強化	A	A	A	B	B	B	B	
第2-3. 研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	B(A)	B	B	B	プレスリリース、メディア(TV、Twitter)等の利用や、一般公開、NIASカレッジなど積極的な広報活動を実施し、26年度自己評価では評価はA。
第2-4. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	B	B	B	B	
第3. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	A	A	A	B	B	B	B	
第4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	-	
第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	-	-	-	B	B	-	B	
第6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	-	
第7. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	-	
第8-1. 施設及び設備に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	
第8-2. 人事に関する計画	A	A	A	B	B	B	B	これまでの任期付き採用に加え、テニユア制の導入など多様な人材確保の制度を確保したことが評価された。
第8-3. 法令遵守など内部統制の充実・強化	A	A	B	C	C	C	C	
第8-4. 環境対策・安全管理の推進	A	A	A	B	B	B	B	
第8-5. 積立金の処分に関する事項	A	A	A	B	B	B	B	

* 23-26年度および第3期周期計画の評価は主務大臣の評価。27年度と第3期は自己評価。

第1-1. 経費の削減

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	C
<p>ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。</p> <p>イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。</p> <p>ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。</p> <p>エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続に係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。</p> <p>オ 調達等合理化計画に基づき、調達の現状と要因分析を行い、その結果を踏まえ、重点分野の調達の改善や、調達に関するガバナンスの徹底等の取組が行われているか。</p> <p>カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行</p>	<p>1. 業務経費、一般管理費の削減については、徹底して業務の見直しや効率化を進め、一般管理費は前年度比3%、業務経費は2%の削減を行った。業務経費については、削減の中でも中期計画課題の着実な遂行を図るために、より一層の研究の重点化や活性化を目指し、競争的な研究費配分に重点を置いた。一般管理費については、業務効率化委員会が主導して節電対策等の全所的な取り組みを実施した。</p> <p>2. 給与水準については、事務・技術職員は対国家公務員指数●●●、研究職員は同指数●●●●となっており、国家公務員より下回っている。この検証結果は、適切にホームページで公表した。(※指数の確定はH28.6頃)</p> <p>3. 人件費削減目標については、23年度において達成しており、27年度も公務員の給与改定に関する取扱い等を考慮して適切に対応した。</p> <p>4. 契約に係る規程類については、農林水産省の関連通知等に基づき適宜規程類の制定・改正に努め、契約事務手続については規程類に依拠して適正に実行した。</p> <p>5. 調達等合理化の取り組みについては、総務大臣が決定した「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき、27年度調達等合理化計画を定めて実施することにより調達等の合理化に取り組んだ。随意契約の見直しについては、随意契約等見直し計画に基づいて、競争性のある契約方式への移行を徹底した。一者応札の改善については、「1者応札・1者応募となった契約の改善方策について」に基づいて、入札参加者を増やすための取り組みを実施した。</p> <p>6. 契約の競争性、透明性に係る検証・評価については、公共調達の適正化に向けた取組状況等の検討を行うとともに、競争性のない随意契約、1者応札・1</p>	<p><評定の根拠> 業務経費、一般管理費の削減については、どちらも目標値を達成した。予算の厳しい状況の中、節電対策等の適切な削減努力により成果が上がったものと評価する。人件費削減については、23年度において目標値を達成した。その後も公務員の給与改定等を考慮して適切に対応しており、給与水準は国家公務員を下回っている(※H28.3.31時点での見込みである)。調達の合理化については、27年度調達等合理化計画を定めて適切に対応した。</p> <p>以上、経費の削減について、着実な業務運営がなされているものと判断できるが、昨年度の主務大臣評価の評定理由にあるとおり、不適正な経理処理事案が発生したことの重大性を鑑み、評定を「C」とする。</p>	<p>評定</p>	<p>C</p>

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	C
<p>われているか。</p> <p>キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。</p> <p>ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。</p>	<p>者応募、一般競争入札等について契約監視委員会の審査を受け、問題ないことが確認された。</p> <p>7. 複数年契約の活用については、業務内容等を精査して可能なものから実施しており、27年度は機器等の賃貸借契約や外国雑誌の購入契約、施設警備等保安業務で複数年契約を行った。</p> <p>8. 特定関連会社、関連公益法人等に対する委託については、27年度において該当する契約はなかった。</p>			

評価対象指標	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般管理費の削減	前年度比3%減	3	3.0	3.0	5.0	3.2	3.0
業務経費の削減	前年度比1%減	1	1.0	1.0	1.4	3.2	2.0
給与水準							
①事務・技術職員	国の水準を	100未満	99.0	97.4	97.2	97.6	●
②研究職員	上回らない	100未満	99.3	98.3	97.7	97.6	●
総人件費の削減	17年度比6%以上削減	6	6.2	-	-	-	-

第1-1. 経費の削減

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	C
<p>ア 法人における業務経費、一般管理費の削減に向けた取組が行われているか。数値目標は達成されたか。</p> <p>イ 法人の給与水準は適切か。国の水準を上回っている場合、その理由及び講ずる措置が明確にされているか。また、検証結果を公表しているか。</p> <p>ウ 人件費削減目標の達成に向けた具体的な取組が行われているか。また、数値目標は達成されたか。</p> <p>エ 契約方式等、契約に係る規程類は適切に整備、運用されているか。契約事務手続に係る執行体制や審査体制の整備・執行等が適切に行われているか。</p> <p>オ 調達等合理化計画に基づき、調達の現状と要因分析を行い、その結果を踏まえ、重点分野の調達の改善や、調達に関するガバナンスの徹底等の取組が行われているか。</p>	<p>1. 業務経費、一般管理費の削減については、徹底して業務の見直しや効率化を進め、第3期中期目標期間中、業務経費については毎年度平均で1%以上、一般管理費については毎年度平均で前年度比3%以上の削減を達成した。業務経費削減の中での中期計画課題の着実な遂行を図るために、より一層の研究の重点化や活性化を目指し、競争的な研究費配分に重点を置いた。一般管理費については、業務効率化委員会が主導して節電対策等の全所的な取り組みを実施した。</p> <p>2. 給与水準については、事務・技術職員及び研究職員のいずれも国家公務員より下回っており、ホームページで公表した。(※指数の確定はH28.6頃)</p> <p>3. 人件費削減目標については、23年度において達成した。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、各年度において役職員の給与に必要な見直しを行った。</p> <p>4. 契約に係る規程類については、農林水産省の関連通知等に基づき適宜規程類の制定・改正に努め、契約事務手続については規程類に依拠して適正に実行した。</p> <p>5. 調達等合理化の取り組みについては、総務大臣が決定した「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づき、27年度調達等合理化計画を定めて実施することにより調達等の合理化に取り組んだ。随意契約の見直しについては、随意契約等見直し計画に基づいて、競争性のある契約方式への移行を徹底した。一者応札の改善については、「1者応札・1者応募となった契約の改善方策について」に基づいて、入札参加者を増やすための取り組みを実施した。</p>	<p><評定の根拠> 業務経費、一般管理費の削減については、どちらも各年度において削減目標を達成した。予算が年々厳しくなり、26年度からは消費税も増税となった中、節電対策等の適切な削減努力を行ったと評価する。給与水準は国家公務員を下回っており(※H28.3.31時点での見込みである)、人件費削減目標も23年度に達成している。調達等合理化計画を実施し、随意契約の見直しや複数年契約の活用により経費削減の取り組みも順調に進んだ。</p> <p>以上、経費の削減について、着実な業務運営がなされているものと判断できるが、昨年度の主務大臣評価の評定理由にあるとおり、不適正な経理処理事案が発生したことの重大性を鑑み、評定を「C」とする。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	C
<p>カ 契約の競争性、透明性に係る検証・評価は適切に行われているか。</p> <p>キ 複数年契約の活用等による経費削減の取組を行っているか。</p> <p>ク 特定関連会社、関連公益法人等に対する個々の委託の妥当性、出資の必要性が明確にされているか。</p>	<p>6. 契約の競争性、透明性に係る検証・評価については、公共調達の適正化に向けた取組状況等の検討を行うとともに、競争性のない随意契約、1者応札・1者応募、一般競争入札等について契約監視委員会の審査を受け、問題ないことが確認された。</p> <p>7. 複数年契約の活用については、業務内容等を精査して可能なものから実施しており、保守管理業務を中心に複数年契約に移行した。</p> <p>8. 特定関連会社、関連公益法人等に対する委託については、第3期中期目標期間において該当する契約はなかった。</p>			

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	C	B	C

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	C	C

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評定はBが標準（26、27年度）

第1-2. 評価・点検の実施と反映

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。</p> <p>イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。</p> <p>ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。</p> <p>エ 国際的な水準から見た研究評価にむけた取組が行われているか。</p> <p>オ 研究資源の投入と成果の分析が実施され、評価に活用されているか。</p> <p>カ 研究成果の利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。</p> <p>キ 職員の業績評価が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われているか。</p>	<p>1. 自己評価・点検の体制については、評価の負担軽減や効率化も踏まえて適宜見直しを進めている。27年度の自己評価については、所内会議や所外会議を通して点検し、外部委員からの評価と助言も踏まえて決定した。加えて、27年度は第3期中期目標期間の最終年度にあたるため、第3期の期間実績評価を実施した。</p> <p>2. 評価・点検結果については、評価者によるコメントも含めて職員に周知し、業務運営の改善に反映させた。また、評価結果及びその反映状況は適切にホームページで公表した。</p> <p>3. 研究の年次目標を記載した工程表については、27年度及び第3期中期目標期間としての達成状況を点検することにより、研究業務の計画的な進行管理のための資料として活用した。</p> <p>4. 国際的な水準から見た研究評価に向けた取り組みとしては、研究論文に着目した引用回数などの情報収集を行った。</p> <p>5. 研究資源の投入と成果の分析については、課題毎に投入した研究資源（予算額、研究員数、ポスト数）と得られた成果（公表された研究業績）を「平成27年度研究資源の投入状況・成果」として取りまとめ、評価資料として活用した。</p> <p>6. 研究成果の利活用状況については、各年度に選定された主要研究成果等の追跡調査を行い、研究成果の普及・活用状況を把握するとともにランク判定を行った。判定結果は、新産業創出につながる研究への取組促進等のための情報として職員に周知した。</p> <p>7. 職員の業績評価は、研究職員の「短期業績評価」や一般職員及び技術専門職員の「人事評価」、研究管理職員の「研究管理職員等業績評価」について、関係規程等に基づき適切に実施した。また、評価結果は勤勉手当や昇格・昇給などの処遇反映に活用した。</p>	<p>＜評定の根拠＞</p> <p>自己評価・点検の体制については、評価の負担軽減を考慮しつつ、外部委員による評価も組み込むなど客観性も確保して実施された。なお、27年度は第3期中期目標期間の最終年度であることから、年度の評価に加えて第3期の期間実績評価を実施した。次年度の法人統合を見据え、早めの評価手続きに取り組んだことは評価できる。評価結果は職員にフィードバックされ、研究資源配分の際のインセンティブにも活用されるなど効率良く業務改善に反映された。職員の業績評価については、規程に基づいて適切に実施し、評価結果は処遇に活用された。</p> <p>以上、評価・点検の実施と反映について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>	<p>評定</p>	<p>B</p>

第1-2. 評価・点検の実施と反映

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。</p> <p>イ 評価・点検結果の反映方針が明確にされ、研究内容を見直すなど実際に反映されているか。評価結果及びその反映状況は公表されているか。</p> <p>ウ 工程表に基づく研究業務の計画的な進行管理が行われているか。</p> <p>エ 国際的な水準から見た研究評価にむけた取組が行われているか。</p> <p>オ 研究資源の投入と成果の分析が実施され、評価に活用されているか。</p> <p>カ 研究成果の利用状況の把握、解析が行われ、業務改善に活用されているか。</p> <p>キ 職員の業績評価が適切に行われているか。また、処遇等への反映に向けた取組が行われ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 自己評価・点検の体制については、評価の負担軽減と効率化を図りつつも、評価に対する納得性が高まるよう、毎年度の見直しにより改善を行ってきた。評価は、毎年度の評価に加えて、25年度に中間点検、26年度には見込評価を実施した。さらに、27年度には第3期中期目標期間における期間実績評価を実施した。自己評価については、所内会議や所外会議を通して点検し、外部委員からの評価と助言も踏まえて決定した。なお、独立行政法人通則法及び関連法令等の改正を踏まえ、26年度から標準となる評定区分を従来の「A」から「B」に変更して評価を実施した。 評価・点検結果については、評価者によるコメントも含めて職員に周知し、業務運営の改善に反映させているほか、高い評価を得た課題に対しては、研究資源配分の際にインセンティブ課題配分を行った。また、評価結果及びその反映状況は適切にホームページで公表した。 研究の年次目標を記載した工程表については、当該年度の達成状況を点検し、その結果を踏まえて必要に応じて次年度目標の見直しを行うなど、研究業務の計画的な進行管理のための資料として活用した。 国際的な水準から見た研究評価に向けた取り組みとしては、研究論文に着目した引用回数などの情報収集を行った。 研究資源の投入と成果の分析については、課題毎に投入した研究資源（予算額、研究員数、ポスドク数）と得られた成果（公表された研究業績）を「研究資源の投入状況・成果」として取りまとめ、評価資料として活用した。 研究成果の利活用状況については、各年度に選定された主要研究成果等の追跡調査を行い、研究成果の普及・活用状況を把握するとともにランク判定を行った。判定結果は、新産業創出につながる研究への取組促進等のための情報として職員に周知した。 職員の業績評価は、研究職員の「短期業績評価」や一般職員及び技術専門職員の「人事評価」、研究管理職員の「研究管理職員等業績評価」について、関係規程等に基づき適切に実施した。また、評価結果は勤勉手当や 	<p><評定の根拠></p> <p>自己評価・点検の体制については、評価の負担軽減や納得性の向上を考慮しつつ、外部委員による評価も組み込むなど客観性も確保して実施された。また、中間点検や見込評価の実施、評点変更などにも適切に対応しており、27年度に実施した第3期の期間業績評価についても的確に行った。評価結果は職員にフィードバックされ、研究資源配分の際のインセンティブにも活用された。工程表については、研究業務の計画的な進行管理に活用されており、第3期中期目標期間終了時には概ね工程表どおりの研究進捗となったものと評価する。職員の業績評価については、規程に基づいて適切に実施し、評価結果は処遇に活用された。</p> <p>以上、評価・点検の実施と反映について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
ているか。	昇格・昇給などの処遇反映に活用した。			

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第1-3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。</p> <p>イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。</p> <p>ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組が適切に行われているか。</p> <p>エ オープンラボに関する情報を公開し、利用促進を図っているか。また利用実績について検証しているか。</p> <p>オ 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。</p> <p>カ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切</p>	<p>1. 評価・点検結果の運営費交付金配分の際の反映については、課題評価結果に基づき配分する「インセンティブ課題配分」を行った。この他にも「重点研究課題配分」や「提案型研究課題配分」、また、研究を活性化するための各種支援経費の配分を行った。</p> <p>2. 研究資金の充実については、新たに農林水産省委託プロジェクト1課題について中核機関としての実施を開始した。また、競争的資金制度では、内閣府革新的研究開発推進プログラム1課題、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業4課題、国際科学技術共同研究推進事業1課題が新たに採択されたほか、グループウェアを利用した情報提供や応募の際の指導等を徹底することにより、科学研究費補助金等の採択率の向上を図った。</p> <p>3. 施設の有効利用については、「研究スペース配分基準」を定め、研究スペースが一定割合を超えた場合には応分の負担を利用者に求めた。また、共用機械リストを広く職員に公開して共用化・集約化を図るとともに、所内グループウェア上に整備した「転用・廃棄申請・資産物品閲覧システム」を活用し、研究用機械の有効利用を図っている。放射線育種場の依頼照射については、規程に定めた基準に基づき単価の見直しを実施した。</p> <p>4. オープンラボについては、ホームページ上に「マイクロアレイ解析室」、「昆虫遺伝子機能解析関連施設」の利用手順や得られた研究実績等を公開して利活用を図った。オープンラボの利用実績は、マイクロアレイ解析室37件(うち所外18件)、昆虫遺伝子機能解析関連施設45件(うち所外26件)であった。</p> <p>5. 効率的な研究推進のための組織整備については、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担った3つの研究センター及び3つの研究領域を23年度に設置した。また、「攻めの農林水産業」に対応して、作物の開発・利用を加速するため、農業・食品産業技術総合研究機構と連携して、バーチャルな組織である「作物ゲノム育種研究センター」を設置し、研究の効率化・高度化を図る推進体制を構築している。なお、政府方針を踏まえ、4法人(農業・食品産業技術総合研究機構、生物研、農業環境技術研究所、種苗管理センター)による新たな研究開発法人の平成28年4月設立に向けた検討体制を構築し、組織設計や運営のあり方等について連絡を密にした検討を重ね準備を進めた。</p> <p>6. 人材育成については、生物研の「人材育成プログラム」を実行することにより、職員の資質向上や研究所の活性化を図った。また、新規採用の若手任期付</p>	<p><評定の根拠> 研究資金については、農林水産省委託プロジェクトへの新規参画があったほか、競争的資金制度では内閣府革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)が採択されるなど、所内の支援体制やグループウェアを利用した情報提供等の取り組みが結果に繋がっていることは評価できる。施設や機械の有効活用については、引き続きグループウェアでの共用機械の公開や転用機器等の申請システムを活用して有効利用を図った。組織整備については、作物ゲノム育種研究センターが有効に機能しており、法人統合を先取りして積極的にゲノム育種に取り組んでいるものとして評価できる。研究職員へのインセンティブの付与については、前年度の評価結果に基づく予算配分の実施やNIAS研究奨励賞の表彰を行うなど、競争的な環境の中で付与する取り組みを行っている。</p> <p>以上、研究資源の効率的利用及び充実・高度化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>に行われているか。</p> <p>キ 研究職員にインセンティブを付与するための取組が行われているか。</p> <p>ク 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。</p>	<p>職員については、特別なプログラム（若手研究者育成プログラム）によってその育成を図った。</p> <p>7. 研究職員へのインセンティブの付与については、予算配分において、26年度の課題評価に基づくインセンティブ課題配分等を実施した。また、NIAS 研究奨励賞と NIAS 創意工夫賞を設定して職員へのインセンティブ付与を図っており、27年度は NIAS 研究奨励賞 3件(3名)が受賞した。</p> <p>8. 研究管理者の育成については、研究管理能力やプロジェクトマネージャメント能力の養成を図るため、農林水産省に6名、を派遣した。研究支援部門職員の育成については、各担当の業務が高度に専門化していることも踏まえ、外部研修等に参加させ、職務に応じた専門的な知識や能力の向上を図った。資格取得についても積極的に支援したことにより、27年度は延べ8名が取得した。</p> <p>6～8のような職員の資質向上や人材育成の取り組みの成果もあり、27年度は各種表彰や学会賞を21件(延べ65名)受賞した。</p>			

第1-3. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 評価・点検の結果が運営費交付金の配分に反映されているか。</p> <p>イ 国の委託プロジェクト研究の重点実施や競争的研究資金等の外部資金の獲得により、研究資金の充実を図っているか。</p> <p>ウ 研究施設・機械は有効に活用されているか。共同利用の促進、集約化等による施設運営経費の抑制の取組が適切に行われているか。</p> <p>エ オープンラボに関する情報を公開し、利用促進を図っているか。また利用実績について検証しているか。</p> <p>オ 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携強化など、効率的な研究推進のための組織整備の取組が行われているか。</p>	<p>1. 評価・点検結果の運営費交付金配分の際の反映については、課題評価結果に基づき配分する「インセンティブ課題配分」を行った。この他に、外部資金の獲得を目指した「重点研究課題配分」や「提案型研究課題配分」、また、研究を活性化するための各種支援経費の配分を行った。</p> <p>2. 研究資金の充実については、国が実施するプロジェクト研究等に積極的に応募するとともに、研究担当者が可能な限り研究に専念できるように所内の支援体制を整えた。科学研究費補助金をはじめとする競争的資金制度に積極的に応募することを奨励し、グループウェアを利用した情報提供や応募の際の指導等を徹底することにより、科学研究費補助金の採択率の向上を図った。</p> <p>3. 施設の有効利用については、「研究スペース配分基準」を定め、研究スペースが一定割合を超えた場合には応分の負担を利用者に求めた。また、研究用機械の有効利用を図るため、共用機械リストを広く職員に公開して共用化・集約化を図るとともに、所内グループウェア上に「転用・廃棄申請・資産物品閲覧システム」を整備した。放射線育種場の依頼照射については、25年度に依頼照射規程を改正し、照射料金を新単価としたうえで、従来無料としていた独立行政法人や国立大学法人についても有料とした。26年度以降についても年度毎に単価の見直しを実施した。</p> <p>4. オープンラボについては、ホームページ上に「マイクロアレイ解析室」、「昆虫遺伝子機能解析関連施設」の利用手順や得られた研究実績等を公開して利活用を図った。オープンラボの利用により得られた成果は、論文発表や学会発表により公表された。第3期におけるオープンラボの利用実績は、マイクロアレイ解析室 274 件、昆虫遺伝子機能解析関連施設 272 件であった。</p> <p>5. 効率的な研究推進のための組織整備については、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担った3つの研究センター及び3つの研究領域を23年度に設置した。また、「攻めの農林水産業」に対応して、作物の開発・利用を加速するため、農業・食品産業技術総合研究機構と連携して、バーチャルな組織である「作物ゲノム育種研究センター」を26年度に設置し、研究の効率化・高度化を図る推進体制を構築した。なお、政府方針を踏まえ、4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、生物研、農業環境技術研究所、種苗管理センター）による新たな研究開発法人の平成28年4月設立に向けた検討体制を構築し、組織設計や運営のあり方について連絡を密にした検討を重ね準備を進めた。</p>	<p><評定の根拠> 研究資金については、所内の支援体制を整えたうえで、外部資金に積極的に応募することを奨励した。施設や機械の有効活用については、研究スペース配分制度を実施したほか、グループウェアでの共用機械の公開や転用機器申請のオンライン化などを行った。また、放射線育種場の依頼照射については、照射料金の見直しと有料化の対象拡大を行っており評価できる。組織整備については、バーチャルな組織として「作物ゲノム育種研究センター」を26年度に設置し、他機関と連携してゲノム育種研究を推進していることは、法人統合を先取りして積極的にゲノム育種に取り組んでいるものとして評価でき、統合後はさらに作物の開発・利用が加速されていくことが期待される。人材育成については、プログラムを23年度に改正して実行したほか、若手研究者には特別なプログラムを実施して育成を図った。資格取得についても積極的に支援したことにより、多くの資格が取得された。</p>	<p>評定</p>	<p>B</p> <p>以上、研究資源の効率的利用及び充実・高度化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>カ 人材育成プログラムに基づく人材育成の取組が適切に行われているか。</p> <p>キ 研究職員にインセンティブを付与するための取組が行われているか。</p> <p>ク 研究管理者の育成や研究支援部門における業務の高度化への対応のための各種研修の実施、資格取得の支援が行われているか。</p>	<p>6. 人材育成については、23年度に改正した生物研の「人材育成プログラム」を実行することにより、職員の資質向上や研究所の活性化を図った。また、新規採用の若手任期付職員については、特別なプログラム（若手研究者育成プログラム）によってその育成を図った。</p> <p>7. 研究職員へのインセンティブの付与については、予算配分において各年度の課題評価に基づくインセンティブ課題配分等を実施した。このほか、NIAS 研究奨励賞と NIAS 創意工夫賞を設定して職員へのインセンティブ付与を図っており、第3期における受賞者数は、それぞれ11件(11名)、8件(17名)であった。</p> <p>8. 研究管理者の育成については、研究管理能力やプロジェクトマネジメント能力の養成を図るため、第3期において農林水産省に16名、内閣府に3名、文部科学省に1名を派遣した。研究支援部門職員の育成については、各担当の業務が高度に専門化していることも踏まえ、外部研修等に参加させ、職務に応じた専門的な知識や能力の向上を図った。資格取得についても積極的に支援したことにより、職員が業務上必要な各種資格を取得した。</p>			

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第1-4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。</p> <p>イ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる研究所全体での情報共有を進めているか</p> <p>ウ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適切に行っているか。</p> <p>エ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。</p> <p>オ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。</p>	<p>1. 他の農業関係研究開発独立行政法人との共通性の高い業務の洗い出しについては、平成28年4月の4法人（種苗管理センター、農業・食品産業技術総合研究機構、生物研、農業環境技術研究所）統合を踏まえ、4法人による新たな研究開発法人設立に向けた検討体制を構築し統合に向け、効率化・高度化のための検討・準備を実施した。また、共通性の高い業務の一体的実施については、4法人による共同研修や共同調達を引き続き実施した。</p> <p>2. 研究情報の収集・提供業務については、電子ジャーナル等の契約において、法人統合に向けて統合機関と収書調整を実施するなど、限られた予算の中で最大限の費用対効果を得る収書を行った。また、研究所全体での情報共有については、情報共有システム（グループウェア）がコミュニケーション・ツールとして定着するとともに、企業情報ポータルとしての機能も併せ持ち、迅速な意思決定を支援するシステムとなった。</p> <p>3. 総務部門における効率化に向けた業務見直しについては、契約事務において、共同調達による包括的契約や、試薬や研究消耗品等の単価契約の実施により、事務の煩雑化を回避し効率化を図った。その他、研究管理支援部門の各種業務については、人事給与共済システム、会計システム、出張旅費システム等を導入して効率的に業務運営を行ったほか、グループウェアを活用して資産管理や評価関連のシステムを独自に構築・運用するなど各種所内手続き等の電子化により効率化を進めた。</p> <p>4. 現業業務部門の業務については、高度な専門技術・知識を要する第一種使用遺伝子組換え作物栽培の継続や、26年度から開始された遺伝子組換えカイコの第一種使用等による飼育の技術的支援に重点化して進めた。作物栽培部門に新規採用の若手職員を配置することにより、今後の研究サポートに関する強化の礎ができた。また、農業技術に関するセミナー等に技術専門職員を参加させて知識や技術の向上を図った。</p> <p>5. アウトソーシングの取り組みについては、現業業務部門では桑園管理でアウトソーシングを進めた。また、管理運営部門についても外部委託した方が効率的な保守管理業務等についてアウトソーシングを進めた。</p>	<p>＜評定の根拠＞</p> <p>研究支援業務の合理化については、4法人統合に向けた検討を着実に進めるとともに、研修や調達業務の一体的実施に取り組んだ。研究情報の収集・提供業務については、電子ジャーナル等の契約において、統合法人間での収書調整の実施により、効率化と充実・強化を図った。研究所全体での情報共有については、グループウェアのメニューが充実し、また、迅速な意思決定を支援するシステムとして発展したことは評価できる。総務部門の業務見直しについては、各種業務の電子化が進み、この取り組みが新法人でも活かされることを期待したい。現業業務部門については、支援の対象を遺伝子組換え動植物に重点化して高度化する支援業務に対応し、新規採用の若手職員を配置することにより今後の研究サポートに関する礎の強化を図った。</p> <p>以上、研究支援部門の効率化及び充実・高度化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

1-4. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 他の農業関係研究開発独立行政法人と共通性の高い業務の洗い出しを行っているか。共通性の高い業務の一体的実施に取り組んでいるか。</p> <p>イ 研究情報の収集・提供業務の充実・強化を図っているか。また、情報共有システムによる研究所全体での情報共有を進めているか。</p> <p>ウ 総務部門において、効率化に向けた業務見直しを適切に行っているか。</p> <p>エ 現業業務部門において高度な専門技術・知識を要する分野を充実・強化するため、業務の重点化などの見直しを行っているか。</p> <p>オ 研究支援部門の効率化を図るためのアウトソーシングに取り組んでいるか。</p>	<p>1. 他の農業関係研究開発独立行政法人との共通性の高い業務の洗い出しについては、平成28年4月の4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、生物研、農業環境技術研究所、種苗管理センター）統合を踏まえ、4法人による新たな研究開発法人設立に向けた検討体制を構築して検討を実施した。また、共通性の高い業務の一体的実施については、4法人による共同研修や共同調達を実施した。</p> <p>2. 研究情報の収集・提供業務については、電子ジャーナル等の契約において、限られた予算及び価格が上昇する中で契約内容を大幅に見直し、最大限の費用対効果を得る収書を行った。また、研究所全体での情報共有については、情報共有システム（グループウェア）がコミュニケーション・ツールとして定着するとともに、企業情報ポータルとしての機能も併せ持ち、迅速な意思決定を支援するシステムとなった。</p> <p>3. 総務部門における効率化に向けた業務見直しについては、契約事務において、共同調達による包括的契約や、試薬や研究消耗品等の単価契約の実施により、事務の煩雑化を回避し効率化を図った。その他、研究管理支援部門の各種業務については、人事給与共済システム、会計システム、出張旅費システム等を導入して効率的に業務運営を行ったほか、グループウェアを活用した各種所内手続き等の電子化により効率化を進めた。</p> <p>4. 現業業務部門の業務については、技術専門職員数の減少分を補うために再雇用職員等を活用するとともに、職員自らの創意工夫技術等を活用することにより業務の効率化を進めた。また、高度な専門技術・知識を要する遺伝子組換え関係業務等に業務を重点化するとともに、支援業務の高度化に対応するために資格の習得に取り組んだ。</p> <p>5. アウトソーシングの取り組みについては、現業業務部門では桑園管理のアウトソーシングを進めた。また、業務指導能力強化研修の開催により技術専門職員の指揮監督能力向上を図ることで、アウトソーシング業務の効率的実施に努</p>	<p><評価の根拠></p> <p>研究支援業務の合理化については、4法人統合に向けた検討を着実に進めるとともに、研修や調達業務の一体的実施に取り組んだ。研究所全体での情報共有については、グループウェアのメニューが充実し、また、迅速な意思決定を支援するシステムとして発展したことは評価できる。総務部門の業務見直しについては、各種業務の電子化が進んでおり、今後の更なる効率化を期待したい。現業業務部門については、創意工夫技術の活用や業務の重点化、資格の習得により職員数の減少や業務の高度化に対応した。アウトソーシングの取り組みについては、指揮監督能力向上のための研修を取り入れるなど、効率的な実施にも努めており評価できる。</p>	<p>以上、研究支援部門の効率化及び充実・高度化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>	

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
	<p>めた。管理運営部門についても外部委託したほうが効率的な保守管理業務等についてアウトソーシングを進めた。</p>			

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第1-5. 産学官連携、協力の促進・強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流が行われているか。</p> <p>イ 他の農業関係研究開発独立行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。</p> <p>ウ 放射線照射依頼への対応は適切に行われているか。</p>	<p>1. 民間企業等との共同研究については、新たに36組織28件の共同研究契約を締結して連携協力及び研究推進を図った。人的交流については、連携大学院協定により、27年度は16名の研究者が連携大学院教員等を委嘱され、また4名の学生を生物研に受け入れたほか、生物研の客員上級研究員制度により大学から3名の有識者を受け入れた。</p> <p>2. 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携については、26年度から農業・食品産業技術総合研究機構と連携して設立した「作物ゲノム育種研究センター」では対象作物を拡大し、取り組みを強化した。また、関係する独立行政法人との間で新規に14件の研究協力に関する協定書に基づいた協定研究を実施した。超高速シーケンサー等の最先端ゲノム解析機器を配備した「先端ゲノム解析室」によるゲノム解析支援事業では、他法人とのゲノム解析に関する共同研究を精力的に進めた。ジーンバンク事業については、生物研はセンターバンクとして、農業・食品産業技術総合研究機構等のサブバンクと連携協力して事業を実施した。</p> <p>3. 放射線照射依頼については、27年度において独立行政法人、大学、民間企業等に対して122件の依頼照射を行ったが、ホームページでの周知や問い合わせ対応等についても適切に行った。</p>	<p><評定の根拠> 民間企業等との共同研究契約締結により研究推進を図ったほか、連携大学院協定や客員上級研究員制度による人的交流が行われた。他の農業関係研究開発独立行政法人との連携については、作物ゲノム育種研究センターにおいて対象作物を拡大して取り組んでいることは、連携の強化として評価できる。また、ゲノム解析支援事業やジーンバンク事業についても連携が進展した。</p> <p>以上、産学官連携、協力の促進・強化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

第1-5. 産学官連携、協力の促進・強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 地方自治体、関係団体、関係機関、大学及び民間企業等との共同研究及び人的交流が行われているか。</p> <p>イ 他の農業関係研究開発独立行政法人との人事交流を含めた連携、協力が行われているか。</p> <p>ウ 放射線照射依頼への対応は適切に行われているか。</p>	<p>1. 民間企業等との共同研究については、第3期において計169件の共同研究契約を締結して連携協力及び研究推進を図った。人的交流については、連携大学院協定により、第3期において延べ97名の研究者が連携大学院教員等を委嘱され、延べ36名の学生を生物研に受け入れたほか、生物研の客員上級研究員制度により大学から3名の有識者を受け入れた。</p> <p>2. 他の農業関係研究開発独立行政法人との連携については、第3期において95件の研究協力に関する協定書に基づいた協定研究を実施した。また、最先端ゲノム解析機器を配備した「先端ゲノム解析室」によるゲノム解析支援事業では、第3期において59件の支援を行った。26年度には農業・食品産業技術総合研究機構と連携してバーチャルな組織である「作物ゲノム育種研究センター」を設立し、イネ、ダイズ等を対象作物として「攻めの農林水産業」に対応した研究開発業務を実施した。ジーンバンク事業については、生物研はセンターバンクとして、農業・食品産業技術総合研究機構等のサブバンクと連携協力して事業を実施した。</p> <p>3. 放射線照射依頼については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により照射施設の稼働に支障を来していたが、ガンマルームは24年度から、ガンマフィールドは25年度から依頼照射を再開した。運営にあたっては、ホームページに依頼照射専用のメールアドレスを掲載して利便性を高めるとともに、問い合わせや相談対応等についても適切に行った。第3期における依頼照射実績は、23年度は照射実績が無かったが計828件であった。</p>	<p><評価の根拠> 民間企業等との共同研究については、169件の契約締結により研究推進を図ったほか、連携大学院協定や客員上級研究員制度による人的交流が行われた。他の農業関係研究開発独立行政法人との連携については、「作物ゲノム育種研究センター」を設立してイネのゲノム研究の成果を育種に結びつける体制を構築したことは評価でき、統合後においても当該センターを核として、人的ネットワークを含む都道府県等との連携強化が期待される。また、ゲノム解析支援事業やジーンバンク事業についても連携が進展した。放射線照射依頼については、東日本大震災による影響からも回復し、ホームページの活用等により利便性を高めながら適切な運営を行った。</p> <p>以上、産学官連携、協力の促進・強化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第1-6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 国際的なゲノム研究プロジェクトへの参画等を通じて、国際的な研究ネットワークの強化に取り組んでいるか。</p> <p>イ 国際学会・国際会議への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関との MOU 締結等の実績はどうか。</p> <p>ウ ITPGR に定める条件に基づく植物遺伝資源の提供等を効率的かつ着実に行っているか。</p>	<p>1. 国際的な研究ネットワークの強化については、国際共同プロジェクトであるイネアノテーション計画 (RAP) の中核機関としての活動をはじめ、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) など、各国の研究機関や国際コンソーシアム等での共同研究及び人的交流を通じて研究ネットワークの構築を図った。</p> <p>2. 国際学会・国際会議への参加については、27年度には延べ70名の研究者を派遣し、国際的な課題への対応及び成果発表等を行うとともに、現地調査や研究打ち合わせ等へ延べ51名の研究者を派遣した。また、MOU (研究覚書) による海外機関との連携については、国際コンソーシアム1件を含む24件を各国の研究機関等と締結している。</p> <p>3. 植物遺伝資源の提供等については、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR) に定める MLS (多数国間システム) への登録について、ジーンバンクに保存する約22万点の植物遺伝資源のうち、27年度は新たに約1万2千点が MLS に登録され、平成27年9月に農林水産省から公表された。これで我が国の MLS 登録数は約3万点となり、世界で上位6番目となった。このほか、農林水産省からの委託事業 (PGRAsia プロジェクト) において、「海外植物遺伝資源の遺伝特性解析・収集」に加え「アジア植物遺伝資源ネットワークの構築」を新たに開始し、ラオス、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ネパールと植物遺伝資源の共同特性評価を実施した。</p>	<p><評定の根拠> 国際協力、連携については、イネアノテーション計画 (RAP) の中核機関としての活動のほか、MOU の締結による個別研究の海外との連携強化も進み、生物研のプレゼンスを高める活動がなされた。ITPGR に定める MLS への登録については、27年度は新たに約1万2千点が登録され、26年度の登録と合わせて約3万点の登録数となり、世界で6番目の貢献を果たしていることは評価できる。</p> <p>以上、海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

第1-6. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 国際的なゲノム研究プロジェクトへの参画等を通じて、国際的な研究ネットワークの強化に取り組んでいるか。</p> <p>イ 国際学会・国際会議への参加や成果発表、海外諸国や国際研究機関との MOU 締結等の実績はどうか。</p> <p>ウ ITPGR に定める条件に基づく植物遺伝資源の提供等を効率的かつ着実にやっているか。</p>	<p>1. 国際的な研究ネットワークの強化については、国際共同プロジェクトであるイネアノテーション計画 (RAP) の中核機関としての活動をはじめ、各国の研究機関や国際コンソーシアム等での共同研究や人的交流を通じて研究ネットワークの構築を図った。また、ジーンバンク事業においては、海外の大学や研究機関と共同で遺伝資源の探索収集や特性評価等を実施した。</p> <p>2. 国際学会・国際会議への参加については、研究集会参加のため、また、現地調査や研究打ち合わせ等のために研究者を海外に派遣し、国際的な課題への対応及び成果発表を行うなど、関連分野の発展に協力した。また、MOU (研究覚書) による海外機関との連携については、第3期において国際コンソーシアム1件を含む26件を各国の研究機関等と締結している。</p> <p>3. 植物遺伝資源の提供等については、25年度の食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGR) 加入に伴う国内措置として、配布数量や配布価格に関する規程を条約の基準に合うように改正した。また、ジーンバンクに保存する約22万点の植物遺伝資源のうち、約3万点 (26年度に約1万8千点、27年度に約1万2千点) がMLS (多数国間システム) に登録 (世界で上位6番目の登録数) され、農林水産省から公表された。</p>	<p><評価の根拠> 国際協力、連携については、イネアノテーション計画 (RAP) の中核機関として活動したほか、ジーンバンク事業でも海外機関と共同で遺伝資源の探索収集等を実施した。MOU の締結による個別研究の海外との連携強化も進み、生物研のプレゼンスを高めた。また、ITPGR 加入に伴う国内措置の一環として、約3万点の植物遺伝資源をMLSに登録 (世界で上位6番目の登録数) し公開したことは評価できる。</p> <p>以上、海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準 (23~25年度)、
評価はBが標準 (26、27年度)

第2-2. 行政部局との連携の強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検しているか。</p> <p>イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流への協力などを行っているか。</p>	<p>1. 行政部局との連携については、生物研が開催した各種会議において行政部局からの参加者と意見交換を行い、研究計画等に反映させた。また、農林水産技術会議事務局と4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、生物研、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター）との間で定期的に連絡会議を開催して双方の密接な連携を図った。ジーンバンク事業においては、ITPGR（食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約）加入に伴いMLS（条約の多数国間システム）を通じて提供すべき遺伝資源の選定を行政部局と連携して進めた。なお、行政部局との連携状況の点検については、農林水産技術会議事務局の担当者に書面で確認を求めることにより実施した。</p> <p>2. 行政等からの要請への対応については、各種委員会等へ延べ101名の役職員を派遣した。また、行政ニーズを把握して研究に的確に反映させるとともに、研究成果の内容に関する行政担当者の理解を深めるために、専任及び研修員の身分で農林水産省へ6名の職員を派遣した。</p>	<p><評価の根拠> 行政部局との連携については、各種会議における行政部局からの意見を研究計画等に反映させた。また、行政部局と連携して、26年度に引き続きMLS登録遺伝資源を選定したことは評価できる。行政等からの要請への対応については、要請に応じて各種委員会等へ適切に役職員を派遣した。</p> <p>以上、行政部局との連携の強化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

第2-2. 行政部局との連携の強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 研究成果や研究計画を検討する会議に関係行政部局の参加を求め、行政部局の意見を研究内容等に反映させているか。また、行政部局との連携状況について、行政部局の参画を得て点検しているか。</p> <p>イ 行政等の要請に応じて、各種委員会等への専門家の派遣、適切な技術情報の提供、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流への協力などを行っているか。</p>	<p>1. 行政部局との連携については、生物研が開催した各種会議において行政部局からの参加者と意見交換を行い、研究計画等に反映させた。また、農林水産技術会議事務局と4法人（農業・食品産業技術総合研究機構、生物研、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター）との間で定期的に連絡会議を開催して双方の密接な連携を図った。ジーンバンク事業においては、25年度のITPGR（食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約）加入に伴い、26年度及び27年度においてMLS（条約の多数国間システム）を通じて提供するべき遺伝資源約3万点の選定を行政部局と連携して進めた。なお、行政部局との連携状況の点検については、農林水産技術会議事務局の担当者に書面で確認を求めることにより実施した。</p> <p>2. 行政等からの要請への対応については、行政等の要請に応じて、第3期において各種委員会等へ延べ539名の役職員を派遣した。また、行政ニーズを把握して研究に的確に反映させるとともに、研究成果の内容に関する行政担当者の理解を深めるために、第3期において専任及び研修員の身分で農林水産省へ16名、内閣府へ3名、文部科学省へ1名の職員を派遣した。政府の行う科学技術に関する国際協力については、第3期において19名の職員を海外に派遣した。</p>	<p><評定の根拠> 行政部局との連携については、各種会議における行政部局からの意見を研究計画等に反映させた。また、26年度から行政部局と連携してITPGR加入の国内措置の一環としてMLS登録遺伝資源を選定したことは評価できる。行政等からの要請への対応については、各種委員会等へ延べ539名の役職員を派遣したほか、国際協力として19名の職員を海外に派遣した。</p> <p>以上、行政部局との連携の強化について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評定はBが標準（26、27年度）

第2-3. 研究成果の公表、普及の促進

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア スキルアップマニュアル等を活用し、広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。</p> <p>イ 遺伝子組換え技術等の先端的な研究活動について、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。また、パブリックアクセプタンスに関する調査を行っているか。</p> <p>ウ 講演会やイベント開催など、研究者と一般消費者や生産者などとの交流の場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。</p> <p>エ 「主要研究成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>オ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。</p> <p>カ 研究所の成果を活用したベンチャー育成に向けた環</p>	<p>1. 研究情報の発信については、研究成果を国民に周知する活動の基盤となるホームページ及び刊行物を整備したほか、生物研公式ツイッターやYouTube等の活用により研究情報を発信した。また、27年度に受け入れた1,324名の見学者に対しては、スキルアップマニュアルを活用して見学者と研究者の円滑なコミュニケーションに努めた。</p> <p>2. 遺伝子組換え技術等の先端的な研究活動については、遺伝子組換え作物の栽培や飼育にあたって一般説明会を4回開催して参加者と意見交換を行ったほか、作物の生育状況を定期的にホームページに掲載した。また、623名の見学者を受け入れて隔離ほ場等の見学・観察に対応した。これらは市民が遺伝子組換え技術について考えを深め、研究者とコミュニケーションを図る場となった。</p> <p>3. 研究に関する理解の増進については、日常的かつ定期的な情報提供としてNIAS オープンカレッジや研究所の一般公開を開催した。また、サイエンスカフェの実施や小学校での出張授業、各種展示会や科学フェスティバルへの出展、シンポジウムの開催等で研究成果を発信するとともに、保有する知的財産等を来場者に紹介して共同研究等の可能性やニーズを把握する場とした。特に、遺伝子組換えカイコ研究の成果を現代美術家のアート作品に提供し、その作品がグッチ新宿店や農林水産省「消費者の部屋」で展示・紹介されたことは、メディア等でも大きく取り上げられた。</p> <p>4. 「主要研究成果」については、各研究センター・研究領域の主な研究成果11件の中から、行政部局や評価助言委員等の第三者の意見等を踏まえ、新産業の創出等につながる有用な研究成果として「主要研究成果」1件を選定した。また、中期目標期間中の選定数は合計9件となり、数値目標を達成した。</p> <p>5. 研究成果のデータベース化等については、40の知的基盤データベース等があり、利用者がホームページからアクセスして利用できるシステムとしている。また、ジーンバンクが保存する遺伝資源やゲノムリソースセンターが整備する研究リソースについては配布要請に応じて配布した。</p> <p>6. ベンチャー企業支援については、「ベンチャー支援規則」に沿って、期間を平成28年3月までとして(株)プリベンテックに対する支援を行った。</p>	<p><評定の根拠> 研究情報の発信や国民とのコミュニケーションについては、ホームページのほか、ツイッターやYouTube等を活用した多様な手段での情報発信、見学者の受け入れ、イベント開催等の広報活動によって、積極的に双方向コミュニケーションを図ったことは高く評価できる。特に27年度は、遺伝子組換えカイコ研究の成果を現代美術家のアート作品に提供し、その作品がグッチ新宿店や農林水産省「消費者の部屋」で展示・紹介され、メディア等でも大きく取り上げられたことは、生物研のプレゼンス向上に繋がったものとして評価できる。更なる戦略的な取り組みに期待したい。主要研究成果については、昨年度までに数値目標を達成したが、新たに1件選定して合計9件とした。論文の公表については、原著論文の発表数、IF値とも目標数をやや下回った。研究成果の公開については、プレスリリースが計14回であり目標数を達成し、これらの中から2015年農林水産研究成果10大トピックスに3つの研究成果が選定されたほか、研究協力を行った2つの成果も選定されたことは評価できる。知財マネジメントや知財戦略については、国内特許出願について数値目標に達しなかったが、質の高い活動を進めており、国内特許の許諾件数が62件と数値目標の35件を</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>境は整備されているか。</p> <p>キ 論文の公表や IF に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>ク 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>ケ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。</p> <p>コ 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>サ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。</p> <p>シ 保有特許については、維持する必要性の見直しを随時行っているか。</p> <p>ス 保有する特許等について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。国内特許の実施許諾に関する数値目</p>	<p>7. 論文の公表については、査読のある原著論文 251 報を公表し、年間目標目安 (292 報) の 86% であった。インパクトファクター値 (IF 値) の合計値は 770.533 であり、年間目標目安 (800) の 96% であった。</p> <p>8. 研究成果に関する情報提供と公開については、研究成果のプレスリリースを 14 回行ったほか、イベントお知らせ等のプレスリリースなどを積極的に行った。プレスリリースは年間目標目安 (14 回) を達成した。これらの中から、2015 年農林水産研究成果 10 大トピックスに 3 つの研究成果が選定されたほか、研究協力をを行った 2 つの成果も選定された。また、新聞、テレビ、雑誌等の取材にも積極的に対応し情報提供を行った。</p> <p>9. 知財マネジメントについては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究の計画段階から研究職員への知的財産に関する相談、先行技術調査、助言について、知的財産ディレクターや弁理士資格を保有する職員を通じて行うなどして取り組んだ。また、知財戦略についてはホームページに「知財ポリシー」として掲載した。</p> <p>10. 国内特許出願数については 29 件であり、年間目標目安 (40 件) の 73% であった。品種登録出願は 2 件であった。</p> <p>11. 海外への出願については、外国出願は 7 件、国際 (PCT) 出願は 6 件であった。出願の検討にあたっては、実施許諾の可能性や研究推進上の必要性等を勘案し、海外への出願や許諾を含めて特許の戦略的出願等を進めた。</p> <p>12. 保有特許の見直しについては、実施許諾状況や実施許諾の可能性等を踏まえ、保有の必要性等を職務発明審査会等において見直した。</p> <p>13. 保有特許の利活用促進については、公開された特許等の資料を技術見本市などで配布し、許諾にあたっては生物研の権利が十分確保できるように契約を進めた。なお、国内特許の実施許諾数については 62 件であり、年間の数値目標 (35 件) を達成した。</p>	<p>大きく上回っていることは積極的な技術移転活動の成果が現れているものと評価できる。</p> <p>以上、研究成果の公表、普及の促進における業務運営について、特に広報活動について顕著な成果が認められる反面、数値目標に達しない項目があることも勘案し、評定を「B」とする。</p> <p><課題と対応> 国内特許出願数が数値目標に達しなかった要因としては、研究者数の減少や所内専門家による精査の実施などが考えられる。このことも踏まえ、法人統合後の特許出願戦略としては、費用対効果を考慮しながら、公表前の研究成果情報の把握や研究者との面談等を通じて特許案件の掘り起こしを進めていくことが必要と考えている。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>セ 育種素材等の利用促進に積極的に取り組んでいるか。MTAの締結等の実績はどうか。</p>	<p>14. 育種素材等の利用促進については、MTA（材料等移転合意書）により分譲する育種素材等の目的外使用の制限や新たな知財が発生した時の取り扱いなどを明確にし、生物研の適正な権利を確保しつつ利用促進を図った。なお、MTAの締結数は149件（提供122件、受領27件）であった。</p>			

評価対象となる指標	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	累計
主要研究成果の選定	中期目標期間内で5件以上	5	2	2	2	2	1	9
査読論文の発表	〃 1,460報以上	1,460	383	351	329	284	251	1,598
査読論文におけるIF値	〃 4,000以上	4,000	998	1,128	969	881	771	4,747
研究成果プレスリリース	〃 70回以上	70	9	15	13	22	14	73
国内特許の出願	〃 200回以上	200	34	24	29	25	29	141
国内特許の実施許諾	毎年度35件以上	35	42	48	44	47	62	243

第2-3. 研究成果の公表、普及の促進

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア スキルアップマニュアル等を活用し、広く国民や関係機関に分かりやすい研究情報を発信しているか。</p> <p>イ 遺伝子組換え技術等の先端的な研究活動について、科学的かつ客観的な情報発信に努めているか。また、パブリックアクセプタンスに関する調査を行っているか。</p> <p>ウ 講演会やイベント開催など、研究者と一般消費者や生産者などとの交流の場を通じて、研究に関する相互理解の増進に取り組んでいるか。</p> <p>エ 「主要研究成果」に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>オ ユーザーのニーズを踏まえた研究成果のデータベース化やマニュアル化等による成果の利活用促進の取組は十分行われているか。</p> <p>カ 研究所の成果を活用した</p>	<p>1. 研究情報の発信については、研究成果を国民に周知する活動の基盤となるホームページ及び刊行物を整備したほか、生物研公式ツイッターやYouTube等の活用により研究情報を発信した。また、生物研のブランド戦略の一環として、24年度に略称を「生物研」に統一し、公式の「略称付きロゴマーク」を決定してあらゆる場面で使用することにより知名度向上を図った。受け入れた見学者に対しては、スキルアップマニュアルを活用して見学者と研究者の円滑なコミュニケーションに努めた。なお、第3期における見学者数は6,702名であった。</p> <p>2. 遺伝子組換え技術等の先端的な研究活動については、遺伝子組換え作物の栽培や飼育にあたって一般説明会を開催して参加者と意見交換を行ったほか、作物の生育状況を定期的にホームページに掲載した。また、随時見学者を受け入れて隔離ほ場等の見学・観察に対応したほか、一般公開や展示会等においてアンケートを実施し、NIAS オープンカレッジでは意見交換の時間を設けて参加者の意見等を把握した。</p> <p>3. 研究に関する理解の増進については、日常的かつ定期的な情報提供としてNIAS オープンカレッジや研究所の一般公開を開催した。また、サイエンスカフェの実施や小中学校での出張授業、各種展示会や科学フェスティバルへの出展、シンポジウムの開催等で研究成果を発信するとともに、保有する知的財産等を来場者に紹介して共同研究等の可能性やニーズを把握する場とした。</p> <p>4. 「主要研究成果」については、第3期における各研究センター・研究領域の主な研究成果67件の中から、行政部局や評価助言委員等の第三者の意見等を踏まえ、新産業の創出等につながる有用な研究成果として「主要研究成果」9件を選定し、数値目標を達成した。</p> <p>5. 研究成果のデータベース化等については、第3期末において40の知的基盤データベース等があり、利用者がホームページからアクセスして利用できるシステムとしている。また、ジーンバンクが保存する遺伝資源やゲノムリソースセンターが整備する研究リソースについては配布要請に応じて配布した。</p> <p>6. ベンチャー企業支援については、「ベンチャー支援規則」に沿って、期間を</p>	<p><評定の根拠> 研究情報の発信や国民とのコミュニケーションについては、ホームページのほか、ツイッターやYouTube等を活用した多様な手段での情報発信、見学者の受け入れ、イベント開催等の広報活動によって、積極的に双方向コミュニケーションを図ったことは高く評価できる。また、「略称付きロゴマーク」を活用して知名度向上を図った。法人統合後も、これまでの研究情報やアウトリーチ活動報告などが継続して発信されていくことを望む。主要研究成果については、選定数が9件となり数値目標を達成した。論文の公表についても原著論文の発表数とIF値とも数値目標を達成した。研究成果の公開については、プレスリリースを積極的に行って数値目標を達成し、新聞、テレビ、雑誌等の取材にも積極的に対応して情報提供を行った。 知財マネジメントや知財戦略については、国内特許出願について数値目標に達しなかったが、全般的に質の高い活動が進められ、国内特許の許諾件数が数値目標を大きく上回ったことに知財マネジメントが効果的に進められていたことが伺える。</p>		<p>以上、研究成果の公表、普及の促進における業務運営について、数値目標に達しない項目があったものの、着実な業務運営がなされて</p>

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ベンチャー育成に向けた環境は整備されているか。</p> <p>キ 論文の公表や IF に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>ク 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>ケ 研究成果の知財化のため、研究職員への啓発や知財マネジメントに適切に取り組んでいるか。</p> <p>コ 国内特許に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>サ 海外での利用の可能性、我が国の農業等への影響、費用対効果等を考慮しつつ、外国出願・実施許諾は適切に行われているか。</p> <p>シ 保有特許については、維持する必要性の見直しを随時行っているか。</p> <p>ス 保有する特許等について、民間等における利活用促進のための取組は適切に行われているか。国内特許の実施許諾に関する数値目</p>	<p>平成 28 年 3 月までとして (株) プリベンテックに対する支援を行った。</p> <p>7. 論文の公表については、第 3 期において査読のある原著論文 1,598 報を発表し、数値目標 (1,460 報) を達成した。インパクトファクター値 (IF 値) の合計値は 4,747 であり、数値目標 (4,000) を達成した。</p> <p>8. 研究成果に関する情報提供と公開については、第 3 期において研究成果のプレスリリースを 73 回行い、数値目標 (70 回) を達成した。また、イベントお知らせ等のプレスリリースなどを積極的に行ったほか、新聞、テレビ、雑誌等の取材にも積極的に対応し情報提供を行った。</p> <p>9. 知財マネジメントについては、研究成果の実用化及び利活用を促進する観点から、研究の計画段階から研究職員への知的財産に関する相談、先行技術調査、助言について、知的財産ディレクターや弁理士資格を保有する職員を通じて行うなどして取り組んだ。また、知財戦略についてはホームページに「知財ポリシー」として掲載した。</p> <p>10. 国内特許出願数については、第 3 期において 141 件であり、数値目標 (200 件) まであと 59 件であった。そのほか、品種登録出願は 7 件、商標登録出願は 3 件であった。</p> <p>11. 海外への出願については、第 3 期において外国出願は 91 件、国際 (PCT) 出願は 34 件であった。出願の検討にあたっては、実施許諾の可能性や研究推進上の必要性等を勘案し、海外への出願や許諾を含めて特許の戦略的出願等を進めた。</p> <p>12. 保有特許の見直しについては、実施許諾状況や実施許諾の可能性等を踏まえ、保有の必要性等を職務発明審査会等において見直した。</p> <p>13. 保有特許の利活用促進については、23 年度に「生物研イテオン特許」リストを作成し、データの更新や英文要約版の追加等を行いながら技術紹介資料として活用した。許諾にあたっては生物研の権利が十分確保できるように契約を進めた。各年度の国内特許実施許諾数は 23 年度 42 件、24 年度 48 件、25 年度 44 件、26 年度 47 件、27 年度 62 件であり、各年度とも数値目標 (毎年度 35 件)</p>	<p>いるものと判断し、評価を「B」とする。</p> <p><課題と対応> 国内特許出願数が数値目標に達しなかった要因としては、研究者数の減少や所内専門家による精査の実施などが考えられる。このことも踏まえ、法人統合後の特許出願戦略としては、費用対効果を考慮しながら、公表前の研究成果情報の把握や研究者との面談等を通じて特許案件の掘り起こしを進めていくことが必要と考えている。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>標達成に向けた進捗はどうか。</p> <p>セ 育種素材等の利用促進に積極的に取り組んでいるか。MTAの締結等の実績はどうか。</p>	<p>を達成した。</p> <p>14. 育種素材等の利用促進については、MTA（材料等移転合意書）により分譲する育種素材等の目的外使用の制限や新たな知財が発生した時の取り扱いなどを明確にし、生物研の適正な権利を確保しつつ利用促進を図った。なお、第3期におけるMTAの締結数は572件であった。</p>			

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度評価	24年度評価	25年度評価	26年度評価	27年度評価	見込評価	期間実績評価
A	A	A	A	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度評価	24年度評価	25年度評価	26年度評価	見込評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第2-4. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。</p> <p>イ 講習、研修等の開催、国等の講習への協力、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。</p> <p>ウ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。</p>	<p>1. 分析・鑑定については、27年度は2件の分析依頼に対応した。</p> <p>2. 講習会、講演会等の開催については、生物研と農林水産省筑波農林研究交流センター主催のワークショップを開催し、都道府県、民間の研究者などの参加者に指導、普及を行った。また、研究者等の受け入れについては、外来研究員や講習生など延べ179名を受け入れたほか、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）特別研究員制度等により国内外から8名の研究員を受け入れた。</p> <p>3. 国際機関や学会等への協力については、外部機関等からの依頼により27件の案件について合計38名の職員を海外に派遣した。また、社会貢献の一環として64の学術団体の委員等に延べ174名の役職員を派遣し、関連分野の発展に協力した。</p>	<p><評定の根拠> 分析・鑑定については、27年度は2件の分析依頼に対応した。ワークショップの開催は、技術普及のほか人的ネットワークを構築するうえでも効果が期待できる。また、各種制度を活用して研究者を積極的に受け入れ、社会貢献の一環として学術団体の委員等に多くの役職員を派遣した。これらの活動は、我が国の研究レベル向上に貢献しているものと評価できる。</p> <p>以上、専門分野を活かしたその他の社会貢献について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

第2-4. 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。</p> <p>イ 講習、研修等の開催、国等の講習への協力、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。</p> <p>ウ 国際機関等の要請に応じた専門家の派遣、学会等への委員の派遣が適切に行われているか。</p>	<p>1. 分析・鑑定については、依頼者の利便性を高めること等のため、平成26年4月1日付けで分析・鑑定規程を改正した。なお、第3期において5件の分析依頼に対応した。</p> <p>2. 講習会、講演会等の開催については、生物研と農林水産省筑波農林研究交流センター主催のワークショップを毎年度開催し、都道府県、民間の研究者など、第3期において延べ216名の参加者に指導、普及を行った。また、研究者等の受け入れについては、外来研究員や講習生などを国内外から受け入れたほか、生物研のジュニアリサーチャー制度により大学院博士課程の学生を雇用した。第3期における各種制度での受け入れ実績は785名であった。</p> <p>3. 国際機関や学会等への協力については、外部機関等からの依頼により第3期において108件の案件で合計141名の職員を海外に派遣した。また、社会貢献の一環として学術団体の委員等に役職員を派遣し、関連分野の発展に協力した。</p>	<p><評価の根拠> 分析・鑑定については、5件の分析依頼に対応した。ワークショップの開催により技術普及に努め、各種制度を活用して研究者を積極的に受け入れた。また、外部機関等からの依頼により職員を海外に派遣したほか、社会貢献の一環として学術団体の委員等に役職員を派遣した。これらの活動は、我が国の研究レベル向上に貢献したものと評価できる。</p> <p>以上、専門分野を活かしたその他の社会貢献について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>指標 3-1</p> <p>ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費（業績評価を勘案した役員報酬を含む）、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。</p> <p>イ 研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。</p> <p>ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。</p> <p>エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。</p> <p>オ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。（他の評価指標の内容を除く）</p>	<p>1. 予算配分については、運営費交付金の削減に対応しつつ、中期計画の達成に向けて各センター・領域のイニシアチブが最大限に発揮できるように配慮して配分した。また、研究資金のウエイトを重点課題研究費に置いて研究資金の重点化・効率化を図った。</p> <p>2. 外部委託については、ジーンバンク事業では、共同実施機関であるサブバンクへ委託を行うとともに、専門的知見を必要とする課題について外部委託を行った。また、管理運営部門では、特別な資格や技能を必要とする業務や建物・構内の管理等業務について外部委託を行った。なお、外部委託費の内訳については業務実績報告書に記載のとおりである。</p> <p>3. 運営費交付金の未執行額は●●●●千円（事業費●●●●千円及び人件費●●●●千円）で、未執行率は●●.●%であった。なお、事業費における未執行額●●●●千円は、●●●●●●●●である。</p> <p>4. 利益剰余金は●●●●千円であり、そのうち当期末処理損失●●●●千円は、●●●●●●●●が主な発生要因となっている。なお、当期末処理損失については、通則法第44条第2項の積立金にて整理を予定している。</p> <p>5. 会計検査院等からの指摘については、25年度及び26年度の会計検査院の決算検査において、「研究用物品等の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど会計経理が不適正」と指摘された。この不適正な経理処理事案を調査するため、平成26年8月22日に調査委員会を立ち上げ全容解明に向けた調査を実施し、平成26年12月19日の中間報告、平成27年12月22日の最終報告で</p>	<p><評定の根拠></p> <p>予算については、運営費交付金の削減に対応しつつ、研究資金の重点化や効率化に留意して配分・執行された。会計検査院からの指摘については再発防止策を立てて適切に対応している。自己収入については、PR活動に努めたことにより知的財産収入や依頼照射事業収入が増加するなど効果が現れた。保有資産の見直しについては、第2本館RI管理区域は廃止の手続きを完了し、ボンベ庫については危険物倉庫設置のため解体した。</p> <p>以上、予算、収支計画及び資金計画等について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>指標 3-4</p> <p>ア 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。</p> <p>指標 3-5</p> <p>ア 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。</p> <p>イ 施設・設備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。</p>	<p>公表した。</p> <p>生物研としては、本件を役職員全員が真摯に受け止め、法人としてのコンプライアンス体制の改善と職員の意識改革を引き続き行い、新規採用者や他機関からの異動者の初期教育を確実に実施するなど、不適正な会計処理が二度と起きないように再発防止の取組を進めた。</p> <p>対応の詳細は、業務実績報告書の第 8-3 の項に記載のとおりである。</p> <p>6. 自己収入増加に向けた取り組みとしては、知的財産については公開された特許等の PR 活動を行い、遺伝資源配布事業については検索データベースの機能充実等で利便性を高めるなどして利用促進を図った。また、依頼照射事業については、照射料金の見直しや有料対象の拡大など受益者負担の適正化を図りながら事業を行った。なお、自己収入の実績は、●●●●●●●●などして合計●●●●千円であり、昨年度比●●●●●●●●となった。</p> <p>7. 保有資産の見直しについては、施設利用委員会等を通じて老朽化や利用状況の現状を把握し、策定した施設利用計画の適切な見直しを行った。なお、第 2 本館 RI 管理区域は廃止の手続きを完了し、ボンベ庫については危険物倉庫設置のため解体した。</p> <p>8. 該当なし</p>			

第3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>指標 3-1</p> <p>ア 業務運営の効率化に関する事項及び法人経営に係る具体的方針に基づき、法人予算全体の人件費（業績評価を勘案した役員報酬を含む）、業務経費、一般管理費等法人における予算配分について、明確な配分方針及び実績が示されているか。</p> <p>イ 研究業務の一部を外部委託した場合、外部委託の考え方と外部委託費の内訳が明記されているか。</p> <p>ウ 運営費交付金の未執行率が高い場合、その要因を明確にしているか。</p> <p>エ 利益剰余金について、その財源ごとに発生要因を明確にし、適切に処理されているか。目的積立金の申請状況と申請していない場合は、その理由が明確にされているか。</p> <p>オ 会計検査院、政独委等からの指摘に適切に対応しているか。（他の評価指標の内容を除く）</p>	<p>1. 予算配分については、運営費交付金の削減に対応しつつ、中期計画の達成に向けて各センター・領域のイニシアチブが最大限に発揮できるように配慮して配分した。また、光熱水料等の後年度負担を軽減させるための節電対策費を配分するとともに、研究資金のウエイトを重点課題研究費に置いて研究資金の重点化・効率化を図った。</p> <p>2. 外部委託については、ジーンバンク事業では、共同実施機関であるサブバンクへ委託を行うとともに、専門的知見を必要とする課題について外部委託を行った。また、管理運営部門では、特別な資格や技能を必要とする業務や建物・構内の管理等業務について外部委託を行った。なお、第3期における外部委託費の内訳については業務実績報告書に記載のとおりである。</p> <p>3. 運営費交付金の未執行率は、23年度6.8%、24年度6.4%、25年度7.2%、26年度11.6%、27年度●●●●%であった。なお、未執行の割合の高い研究業務費の未執行額は、主に年度を跨いで2か年計画で予定する施設整備充当額であり既契約額を含んでいるものである。</p> <p>4. 利益剰余金は、23年度442,050千円、24年度336,380千円、25年度354,992千円、26年度285,271千円、27年度●●●●千円であった。なお、各年度における未処分利益または未処理損失は、通則法第44条第1項または第2項の積立金にて整理を予定している。</p> <p>5. 会計検査院等からの指摘については、25年度及び26年度の会計検査院の決算検査において、「研究用物品等の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど会計経理が不適正」と指摘された。この不適正な経理処理事案を調査するため、平成26年8月22日に調査委員会を立ち上げ全容解明に向けた調査を実</p>	<p><評価の根拠></p> <p>予算については、運営費交付金の削減に対応しつつ、研究資金の重点化や効率化に留意して配分・執行された。会計検査院からの指摘については再発防止策を立てて適切に対応している。自己収入については、PR活動により増加に努めた。保有資産の見直し・処分については、放射線育種場の寄宿舍跡地における土地、構築物について26年度に国庫納付を完了し、本部地区第2本館RI施設及び本部地区ボンベ庫についても適切に手続きを進めた。</p> <p>以上、予算、収支計画及び資金計画等について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>指標 3-4</p> <p>ア 法人における知的財産権等の実施料収入等、自己収入増加に向けた取組が行われ、その効果が現れているか。</p> <p>指標 3-5</p> <p>ア 保有の必要性等の観点から、保有資産の見直しを行っているか。また、処分することとされた保有資産について、その処分は進捗しているか。</p> <p>イ 施設・設備のうち不要と判断されたものについて、処分損失等にかかる経理処理が適切になされているか。</p>	<p>施し、平成 26 年 12 月 19 日の中間報告、平成 27 年 12 月 22 日の最終報告で公表した。</p> <p>生物研としては、本件を役職員全員が真摯に受け止め、法人としてのコンプライアンス体制の改善と職員の意識改革を引き続き行い、新規採用者や他機関からの異動者の初期教育を確実に実施するなど、不適正な会計処理が二度と起きないように再発防止の取組を進めた。</p> <p>対応の詳細は、業務実績報告書の第 8-3 の項に記載のとおりである。</p> <p>6. 自己収入増加に向けた取り組みとしては、知的財産については公開された特許等の PR 活動を行い、遺伝資源配布事業については検索データベースの機能充実等で利便性を高めるなどして利用促進を図った。また、依頼照射事業については、照射料金の見直しや有料対象の拡大など受益者負担の適正化を図りながら事業を行った。なお、第 3 期における自己収入の実績は、23 年度 17,633 千円、24 年度 14,469 千円、25 年度 19,005 千円、26 年度 17,210 千円、27 年度 ●●●●千円であった。</p> <p>7. 保有資産の見直しについては、施設利用委員会等を通じて老朽化や利用状況の現状を把握し、策定した施設利用計画の適切な見直しを行った。常陸大宮地区の放射線育種場寄宿舎については、25 年度に建物を取り壊して 26 年度に土地を国庫納付した。本部地区の第 2 本館 RI 管理区域は 25 年度に廃止の手続きを開始し、27 年度に完了した。本部地区のボンベ庫については危険物倉庫設置のため解体した。</p> <p>8. 保有資産の処分については、放射線育種場の寄宿舎廃止にあたり、代替え措置を整えたうえで 25 年度に建物を取り壊し、跡地における土地、構築物については 26 年度に国庫納付を完了した。</p>			

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第4. 短期借入金の限度額

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	—
ア 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。	該当なし	—		

第4. 短期借入金の限度額

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	—
ア 短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等は適切か。	該当なし	—		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
—	—	—	—	—	—	—

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
—	—	—	—	—

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第5. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	—
ア 中期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。	該当なし	—		

第5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
ア 中期計画に定めのある不要財産の処分について、その取組が計画通り進捗しているか。	1. 不要財産の処分については、23年度に不要財産 595,080,177 円を国庫納付するとともに、4,972,375,023 円を資本金から減少した。また、26年度に不要財産(土地、構築物)を国庫納付(現物納付)するとともに、20,608,237 円を資本金から減少した。	<p><評価の根拠></p> <p>不要財産の処分については、23年度及び26年度に不要財産を国庫納付するとともに、計4,992,983,260 円を資本金から減少した。</p> <p>以上、不要財産の処分に関する計画について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
—	—	—	B	—	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
—	—	—	B	B

※評価ランクはAが標準(23~25年度)、
評価はBが標準(26、27年度)

第 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	—
該当なし	該当なし	—		

第6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
該当なし	該当なし	—		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
—	—	—	—	—	—	—

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
—	—	—	—	—

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第7. 剰余金の使途

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	-
ア 剰余金は適正な使途に活用されているか。	該当なし	-		

第7. 剰余金の使途

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	-
ア 剰余金は適正な使途に活用されているか。	該当なし	—		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
—	—	—	—	—	—	—

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
—	—	—	—	—

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第8-1. 施設及び設備に関する計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。</p>	<p>1. 施設・設備の計画的整備については、中長期的な視点に立って中期計画期間における施設・整備に関する計画を策定した。この施設整備計画（マスタープラン）は固定したものとはせず、研究の重点化方向や施設の利用状況の変化に合わせて見直しを行った。</p>	<p><評価の根拠> 施設・設備の計画的整備については、中長期的な視点に立って施設整備計画を策定しており、27年度は、本部地区危険物倉庫新築等を行った。</p> <p>以上、施設及び設備に関する計画について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

第8-1. 施設及び設備に関する計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
ア ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。	1. 施設・設備の計画的整備については、中長期的な視点に立って中期計画期間における施設・整備に関する計画を策定した。この施設整備計画（マスタープラン）は固定したものとはせず、研究の重点化方向や施設の利用状況の変化に合わせて見直しを行った。第3期においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による、22年度中に竣工予定であった実験棟改修工事を延期しての竣工、震災により甚大な被害を受けた施設設備やガンマフィールド等の補正予算及び災害損失引当金による整備、また、防災・減災対策のための補正予算による整備などを行った。	<p><評価の根拠></p> <p>施設・設備の計画的整備については、中長期的な視点に立って施設整備計画を策定し、また、見直しを行った。第3期においては、東日本大震災で被害を受けた施設等についての補正予算や災害損失引当金による整備、防災・減災対策のための補正予算による整備等を行った。</p> <p>以上、施設及び設備に関する計画について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第8-2. 人事に関する計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。</p> <p>イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。</p> <p>ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。</p> <p>エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。</p>	<p>1. 常勤職員数については、平成28年3月31日現在で計349名（うち研究職241名）であった。なお、期初の常勤職員相当数は計402名である。</p> <p>2. 研究職員の採用については、雇用形態の多様化を踏まえた新たな採用方式を導入し、公募により研究リーダー1名、パーマナント研究員12名、テニユア・トラック制若手任期付研究員5名、テニユア審査のない若手任期付研究員9名を採用した。このほか、客員上級研究員制度により3名の有識者を受け入れた。</p> <p>3. 女性研究者の採用に向けた取組みについては、ホームページの男女共同参画のコーナーにおいて、採用情報に加え、育児支援制度や女性研究員からのメッセージを掲載するなどした結果、採用者における女性の割合は27%（7名）であった。女性研究者の活用については、研究リーダーであるユニット長に加えて、研究管理支援部門の室長にも登用して促進を図った。</p> <p>4. 次世代育成支援については、「農業生物資源研究所次世代育成支援対策行動計画」に基づき、雇用環境や労働条件の整備に努めた。なお、27年度重点取組事項として、男性職員の積極的的制度活用の促進活動の結果、1名の男性職員が育児休業を取得した。</p>	<p><評価の根拠> 常勤職員数については、平成28年3月31日現在で計349名であり、期初の常勤職員相当数を上回っていない。研究職員の採用については、雇用形態の多様化を踏まえた新たな採用方式を導入し、公募により優秀な人材を確保した。常勤職員が昨年度比で7名増えたことは、人材確保の観点から評価できるが、これらの職員のキャリアパスについても十分な配慮が必要である。女性研究者の活用については、ホームページの男女共同参画のコーナーにおいて有用な情報を掲載するなどした結果、採用者における女性の割合は27%（7名）となった。次世代育成支援については、男性職員の積極的的制度活用の促進活動の結果、1名の男性職員が育児休業を取得した。</p> <p>以上、人事に関する計画について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

評価対象指標	達成目標	基準値等	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
常勤職員数	期初職員相当数を上回らない	402	367	361	355	343	349

第8-2. 人事に関する計画

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。</p> <p>イ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用するなど、雇用形態の多様化を図り、人材の確保に努めているか。</p> <p>ウ 女性研究者の積極的な採用と活用に向けた取組が行われているか。また、その実績はどうか。</p> <p>エ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取組が行われているか。</p>	<p>1. 常勤職員数については、第3期末日現在で計349名(うち研究職241名)であった。なお、期初の常勤職員相当数は計402名である。</p> <p>2. 研究職員の採用については、雇用形態の多様化を踏まえた新たな採用方式を導入しつつ、第3期において研究幹部3名、ユニット長等7名、主任研究員32名、任期付研究員22名を公募により採用した。このほか、25年度に創設した客員上級研究員制度により、第3期において3名の有識者を受け入れた。</p> <p>3. 女性研究者の採用に向けた取り組みについては、ホームページの男女共同参画のコーナーにおいて、採用情報に加え、育児支援制度や女性研究員からのメッセージを掲載するなどした結果、第3期における採用者に対する女性の割合は22.2%であった。女性研究者の活用については、第3期末において研究リーダーであるユニット長3名を配置するとともに、研究管理支援部門に女性室長を1名登用した。</p> <p>4. 次世代育成支援については、「農業生物資源研究所次世代育成支援対策行動計画」に基づき、雇用環境や労働条件の整備に努めた。また、育児休業取得時の代替要員として、第3期において4名の任期付職員の採用を行った。</p>	<p><評価の根拠> 常勤職員数については、第3期末日現在で計349名であり、期初の常勤職員相当数を上回っていない。研究職員の採用については、多様な雇用形態の中で公募により優秀な人材を確保した。女性研究者の活用については、3名の女性研究リーダー配置のほか、研究管理支援部門にて初めてとなる女性室長1名を登用したことは目に見える成果として評価できる。次世代育成支援については、雇用環境や労働条件の整備に努め、育児休業取得時の代替要員を採用した。</p> <p>以上、人事に関する計画について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準(23~25年度)、
評価はBが標準(26、27年度)

第8-3. 法令遵守など内部統制の充実・強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	C
<p>ア 内部統制のための法人の長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成）は適切に行われているか。</p> <p>イ 内部統制のための監事の活動（法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告）が適切に行われているか。</p> <p>ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。</p>	<p>1. 内部統制のための法人の長のマネジメントについては、理事長自らが担当役員として内部統制を担当するとともに、生物研のすべての業務運営における重要事項について理事会及び運営会議で審議のうえ、理事長のリーダーシップの下に決定した。また、理事長と職員との定期的な意見交換会を通じて法人のミッションを役職員に周知徹底するとともに、現場の問題等を掌握する仕組みを構築して運用した。</p> <p>2. 内部統制のための監事の活動については、定期監査等を実施し、監査報告書として理事長へ報告が行われた。また、理事会や運営会議などの重要な会議に出席し、研究所の運営改善に向けて指摘や提言を行った。</p> <p>3. 法人におけるコンプライアンス徹底のための取組については、役職員を対象とした研究費使用に関するコンプライアンス研修及び、研究職員を対象とした研究倫理教育（eラーニング形式）を実施したほか、映像教材をグループウェアに掲載し、ハラスメント防止、コンプライアンス推進及び情報セキュリティ対策に関する研修を職員全員が受講できるようにした。 なお、25年度及び26年度の会計検査院の決算検査において、「研究用物品等の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど会計経理が不適正」と指摘された。この不適正な経理処理事案を調査するため、平成26年8月22日に調査委員会を立ち上げ全容解明に向けた調査を実施し、平成26年12月19日の中間報告、平成27年12月22日の最終報告で公表した。 生物研としては、本件を役職員全員が真摯に受け止め、法人としてのコンプライアンス体制の改善と職員の意識改革を引き続き行い、新規採用者や他機関からの異動者の初期教育を確実に実施するなど、不適正な会計処理が二度と起きないように再発防止の取組を進めた。 今回の不適正な経理処理事案の発生要因は、（1）取引業者と研究職員の直</p>	<p><評定の根拠> 理事長のマネジメントや監事の活動については、その職務に従って適切に行われた。コンプライアンスの徹底については、研究費使用に関するコンプライアンス研修やeラーニングによる研究倫理研修等を対象者全員が受講することとして実施した。なお、会計検査院から不適正な会計経理を指摘された事案については、平成27年12月22日に最終報告として調査内容を公表し、再発防止策に基づいて適切に対応したところである。このほか、管理区域外の実験室からアイソトープが発見される事案や、内容不明実験廃水が流出して実験廃水処理施設内に貯留される事案、他機関に分与した種子に遺伝子組換え体が混入していた事案が生じたが、迅速かつ適切に対応し再発防止にも取り組んだ。情報セキュリティ対策や個人情報保護については、マイナンバーの運用開始も踏まえ、適切な運用・管理を確保するために体制整備を強化した。</p> <p>以上、法令遵守など内部統制の充実・強化については、昨年度の主務大臣からの厳しい評価も考慮し、内部統制等について更なる改善が必要であると判断し、評定を「C」とする。</p> <p><課題と対応></p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	C
	<p>接的な接触、(2) 契約部門・検収部門の体制不十分、(3) 研究職員等の公的研究費に対する認識不足、契約部門の最新の研究用物品等に対する認識不足、(4) 会計システムID、パスワードの管理の不徹底、及び(5) 内部監査が不十分と分析された。</p> <p>以上を踏まえて、具体的には、以下の再発防止策を進めた。</p> <p>(1) 取引業者と研究職員の直接取引禁止の徹底</p> <p>①改めて全研究職員に通知するとともに、誓約書の提出を義務付けた。</p> <p>②取引業者に対して、研究職員との直接取引の禁止及び検収方法の変更の趣旨・内容の周知徹底を図った。</p> <p>(2) 検収の徹底、契約・検収部門の体制強化</p> <p>①検収場所を発注時に納品先に指定するなど、検収担当職員による検収を確実に実施し、納品書等関係書類を確実に保存することとした。</p> <p>②取引業者が研究室に当該物品等を届けることは、原則認めないこととした。</p> <p>③検収を行った物品が取引業者に回収されて使い回されることがないように、目印を付すこととした。</p> <p>④現物を伴わない検収とならないよう検収物品の写真撮影を行うこととした。</p> <p>⑤随時、取引業者、研究職員及び経理担当職員に対して実地検査を実施した。</p> <p>⑥物品等の購入について入札により年間を通じてその取引価格を決定する単価契約の導入を行った。</p> <p>(3) 職員の意識改革に向けた研修の実施</p> <p>①全ての研究職員及び経理担当職員を対象に研修会を開催し、不適正経理を具体的に示すことにより、ルール of 徹底を図った。特に経理担当職員は、会計処理に際して、例えば、翌年度の納品になることが明らかになった際には一旦契約を解除し、翌年度において改めて契約を行うなど実態に即した経理処理を行う等当たり前のことが当然に実施されるような組織風土の熟成を図ることとした。</p> <p>②定期的に試験を実施し、不適正経理の認知度を確認し、必要な者に対して再試験を実施した。</p> <p>(4) 会計システムのID、パスワードの厳重な管理</p> <p>①会計システムのID、パスワードの厳重管理を周知徹底する。特に、ID、パスワードを持たない契約職員が、他人のID、パスワードを使って発注することがないように指導することとした。</p> <p>②業務分担の適正化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実態を把握し、適切な業務分担が出来るように、業務分担の見直しを行うこととした。 ・業務分担の見直しに併せて、システム上の権限割当の見直しを行うこととした。 ・発注部門において、「発注依頼」と「依頼内容の承認」を分担して実施する場 	<p>不適正な経理処理事案が発生した要因として、内部統制が不十分であったことを認めざるを得ない。今後の対応としては、本件を役職員全員が真摯に受け止め、法人としてのコンプライアンス体制の改善と職員の意識改革を引き続き行い、新規採用者や他機関からの異動者の初期教育を確実に実施するなど管理体制を強化してまいりたい。</p> <p>研究活動に伴うリスク管理についても、今後、より一層、研究職員に対して内部ルールを明確化し、全所挙げて法令遵守に取り組む環境作りを進めてまいりたい。また、不適切事例が起こった後の再発防止意識を長く持ち続けることも必要と考えられることから、定例の安全管理講習や教育訓練に反映させてまいりたい。</p>	<p>評価</p>	<p>C</p>

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	C
<p>エ 規制物質、遺伝子組換え生物等の管理が適正に行われているか。化学物質の一元管理の導入や遺伝子組換え生物の管理に係る教育・訓練等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。</p> <p>オ 法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。</p>	<p>合には、承認が形式的な作業にならないよう、承認画面において、「研究テーマと依頼内容を照らし合わせやすく表示する」ことや「発注金額の累計と予算の進捗状況をチェックしやすくする」等、チェックが有効に実施できる仕組みの構築も検討することとした。</p> <p>(5) 内部監査機能の強化</p> <p>① 監査・コンプライアンス室による内部監査について、書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査を実施した。</p> <p>② 契約取引の多い取引業者に対し会計帳票等の提供を求めることとした。不審な点が認められる場合には臨時監査を実施することとした。</p> <p>③ 生物研全体の取組みとして、適切な業務遂行の障害となっている事項を把握し改善策を講ずる仕組みの構築を検討することとした。</p> <p>4. 本部地区の RI 管理区域について廃止措置を進め、平成 27 年 9 月 4 日に廃止措置報告書を原子力規制委員会に提出し、受理された。 なお、管理区域外の実験室からアイソトープが見つかり、全職員を対象とした安全管理・防災講習において、試薬類一斉点検の手法を説明したうえで、研究所の全施設について一斉点検を行った。その結果、管理状況に問題のある試薬等 13 件が発見された。 また、内容不明実験廃水が流出し、実験廃水処理施設内に貯留され、関係配管等の洗浄と当該実験廃水の廃棄処理を行った。このほか、過去に他機関に分与した種子に遺伝子組換え体が混入していたことが明らかとなり、再発防止策として生物材料の取り扱いの厳格化に取り組むこととした。 これらの再発防止のために安全管理室と管財室施設チームの連携により管理体制を強化するとともに、規程の改正や説明会の開催などを行った。</p> <p>5. 法人運営の情報公開については、法令に基づいて生物研の諸活動に関する各種情報を正確かつ迅速に公開した。また、マイナンバーの運用開始に伴い、個人情報の適切な管理を確保するための体制整備を強化した。情報セキュリティ対策については、情報セキュリティポリシーを見直すとともに、情報システムの管理・運用体制の強化と全役職員等を対象とした研修(814名受講)を徹底して情報セキュリティ水準の向上を図った。なお、27年度においては個人情報の漏洩や開示請求等はなかった。</p>			

第8-3. 法令遵守など内部統制の充実・強化

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	C
<p>ア 内部統制のための法人の長のマネジメント（リーダーシップを発揮できる環境整備、法人のミッションの役職員への周知徹底、組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握・対応、内部統制の現状把握・課題対応計画の作成）は適切に行われているか。</p> <p>イ 内部統制のための監事の活動（法人の長のマネジメントに留意した監事監査の実施、監事監査で把握した改善点等の法人の長等への報告）が適切に行われているか。</p> <p>ウ 倫理保持や法令遵守についての意識向上を図るための研修、法令違反や研究上の不正に関する適切な対応など、法人におけるコンプライアンス徹底のための取組が行われているか。</p>	<p>1. 内部統制のための法人の長のマネジメントについては、理事長自らが担当役員として内部統制を担当するとともに、生物研のすべての業務運営における重要事項について理事会及び運営会議で審議のうえ、理事長のリーダーシップの下に決定した。また、理事長と職員との定期的な意見交換会を通じて法人のミッションを役職員に周知徹底するとともに、現場の問題等を掌握する仕組みを構築して運営した。</p> <p>2. 内部統制のための監事の活動については、定期監査等を実施し、監査報告書として理事長へ報告が行われた。また、理事会や運営会議などの重要な会議に出席し、研究所の運営改善に向けて指摘や提言を行ったほか、研究推進戦略会議（所内会議）では、「監事からの提言」という議題を設け、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすことに関して監事の視点から提言が示された。</p> <p>3. 法人におけるコンプライアンス徹底のための取組については、監査・コンプライアンス室による毎年度の監査にて被監査部門に指摘等を行った。また、役職員を対象とした研究費使用に関するコンプライアンス研修及び、研究職員を対象とした研究倫理教育（eラーニング形式）を実施したほか、映像教材をグループウェアに掲載し、ハラスメント防止、コンプライアンス推進及び情報セキュリティ対策に関する研修を職員全員が受講できるようにした。</p> <p>この他、研究所のコンプライアンス徹底の取組の一環として、平成23年10月から施設セキュリティ強化のため、全館施錠による管理の徹底を図った。</p> <p>なお、25年度及び26年度の会計検査院の決算検査において、「研究用物品等の購入等に当たり、会計規程等で認められていない前払により購入を行っていたり、研究員が販売代理店に虚偽の内容の関係書類を作成させ、研究所に架空の取引に係る購入代金を支払わせたりするなど会計経理が不</p>	<p><評定の根拠></p> <p>理事長のマネジメントや監事の活動については、その職務に従って適切に行われた。コンプライアンスの徹底については、毎年度の監査のほか、eラーニングや映像教材を取り入れた研修を実施するなど取り組みを進めた。規制物質や遺伝子組換え生物等の管理については、関連法令や各種委員会での決定事項等に基づき適正に行った。情報セキュリティ対策については、各種規程の策定を進める等によりセキュリティ水準の向上を図った。しかし、第3期において、不適正な経理処理事案、植物防疫法違反事案、管理下でない実験用放射性同位元素の発見事案、内容不明実験廃水の流出事案、他機関に分与した種子に遺伝子組換え体が混入していた事案、メールアドレス盗用事案が発生し、コンプライアンスに関わる課題が浮き彫りになった。</p> <p>以上、法令遵守など内部統制の充実・強化については、昨年度の主務大臣からの厳しい見込評価も考慮し、管理体制や環境整備の一層の改善が必要であると判断し、評定を「C」とする。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	C
<p>エ 規制物質、遺伝子組換え生物等の管理が適正に行われているか。化学物質の一元管理の導入や遺伝子組換え生物の管理に係る教育・訓練等、措置するとされた改善策の徹底が図られているか。</p> <p>オ 法人運営についての情報公開の充実にに向けた取組や情報開示請求への適切な対応が行われているか。また、</p>	<p>適正」と指摘された。この不適正な経理処理事案を調査するため、平成 26 年 8 月 22 日に調査委員会を立ち上げ全容解明に向けた調査を実施し、平成 26 年 12 月 19 日の中間報告、平成 27 年 12 月 22 日の最終報告で公表した。</p> <p>生物研としては、本件を役職員全員が真摯に受け止め、法人としてのコンプライアンス体制の改善と職員の意識改革を引き続き行い、新規採用者や他機関からの異動者の初期教育を確実に実施するなど、不適正な会計処理が二度と起きないように再発防止の取組を進めた。</p> <p>4. 化学物質については、研究所内にある化学物質を一元的に管理するため、化学物質管理システムの整備を進めた。教育訓練については、遺伝子組換え実験従事者や放射線業務従事者に対する教育訓練を随時実施した。また、新規職員対象の安全管理講習や定例の安全管理・防災講習などにおいて適正な安全管理についての説明を行った。26 年度において、国際農林水産業研究センターより未滅菌の実験廃水が生物研の貯留槽に流入した事案については、実験廃水処理検討委員会を設置して適切に対応した。なお、25 年度において、過去の種子・種苗の輸入で植物防疫法に違反する事案 5 件が確認されたことを受け、再発防止策を講じるとともに、生物材料等管理規程及び輸出管理規程を制定して適正管理のための体制を構築した。27 年度には管理区域外の実験室からアイソトープが見つかり、全職員を対象とした安全管理・防災講習において、試薬類一斉点検の手法を説明したうえで、研究所の全施設について一斉点検を行った。その結果、管理状況に問題のある試薬等 13 件が発見された。また、内容不明実験廃水が流出し、実験廃水処理施設内に貯留され、関係配管等の洗浄と当該実験廃水の廃棄処理を行った。このほか、過去に他機関に分与した種子に遺伝子組換え体が混入していたことが明らかとなり、再発防止策として生物材料の取り扱いの厳格化に取り組むこととした。これらの再発防止のために安全管理室と管財室施設チームの連携により管理体制を強化するとともに、規程の改正や説明会の開催などを行った。</p> <p>5. 法人運営の情報公開については、法令に基づいて生物研の諸活動に関する各種情報を正確かつ迅速に公開し、情報公開・個人情報保護に関する職員研修の開催等により職員の資質向上に努めた。第 3 期において個人情報の漏洩や本人からの開示請求等はなかった。情報セキュリティ対策については、各</p>	<p><課題と対応></p> <p>不適正な事案が発生した要因として、内部統制が不十分であったことを認めざるを得ない。これらの事案については、直ちに原因を調査して再発防止策を講じたところであるが、事案が発生したことを役職員全員が真摯に受け止め、法人としてのコンプライアンス体制の改善と職員の意識改革を行うなど管理体制を強化し、再発防止に努めてまいりたい。</p>		

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	C
<p>情報セキュリティ対策や個人情報保護は適切になされているか。</p>	<p>種規程の策定を進める等によりセキュリティ水準の向上を図ったが、25年度に職員のメールアドレスが盗用され、外部に大量の不審メールが送信される事案が発生した。このことを受け、情報セキュリティポリシーを見直し、情報システムの管理・運用体制のさらなる強化を行うとともに、全役職員等を対象とした情報セキュリティに関する教育・研修を徹底した。</p>			

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	B	C	C	C	C

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	B	C	C

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評価はBが標準（26、27年度）

第8-4. 環境対策・安全管理の推進

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。</p> <p>イ 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減の取組を積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。</p>	<p>1. 職場の安全管理については、職場巡視における自己点検、フォローアップ、改善指示書の発出等により未対応事項の根絶に取り組んだ。また、安全教育として救命技能講習会を開催したほか、「ヒヤリ・ハット報告運動」を実施して安全管理意識の醸成を図ったところであるが、6件の労働災害が発生したため講習会を開催し、再発防止の注意喚起を周知徹底した。このほか、防火・防災訓練を実施するなどして安全確保体制の整備を進めた。</p> <p>2. 環境負荷軽減については、節電対策として空調温室やフリーザー等の研究用設備・機械の運用を見直すとともに、所内放送による昼休み時間中の節電喚起、グループウェアへのエネルギー使用実績掲載などで省エネ意識の醸成を図った。また、グリーン購入法の趣旨等に基づいて特定調達物品等の調達推進を図り、調達実績についてはホームページで公表した。</p>	<p><評価の根拠></p> <p>職場の安全管理については、職場巡視が継続して実施され環境改善が進んだ。6件の労働災害が発生したことは残念であるが、「ヒヤリ・ハット報告運動」の実施などで意識の醸成を図った。環境負荷軽減については、さまざまな節電対策を行っており評価できる。</p> <p>以上、環境対策・安全管理の推進について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

第8-4. 環境対策・安全管理の推進

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
<p>ア 職場環境の点検・巡視等の安全対策及び安全衛生に関する職員の教育・訓練が適切に行われているか。</p> <p>イ 資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減の取組を積極的に行っているか。また、その取組を公表しているか。</p>	<p>1. 職場の安全管理については、職場巡視における自己点検、フォローアップ、改善指示書の発出等により未対応事項の根絶に取り組んだ。併せて、改訂した職場巡視マニュアルをグループウェアに掲載して職員への周知徹底を図った。また、安全教育として健康づくりセミナーや救命技能講習会を開催したほか、「ヒヤリ・ハット報告運動」を実施して安全管理意識の醸成を図ったところであるが、第3期において25件の労働災害が発生したため再発防止の注意喚起を行った。このほか、毎年度の防火・防災訓練等の実施や、東日本大震災の教訓等を踏まえて24年度に防火・防災管理規程の改正及び消防計画の見直しを行うなどして安全確保体制の確保を図った。</p> <p>2. 環境負荷軽減については、節電対策として空調温室やフリーザー等の研究用設備・機械の運用を見直すとともに、所内放送による昼休み時間中の節電喚起、グループウェアへのエネルギー使用実績掲載などで省エネ意識の醸成を図った。また、グリーン購入法の趣旨等に基づいて特定調達物品等の調達推進を図り、調達実績についてはホームページで公表した。</p>	<p><評定の根拠> 職場の安全管理については、職場巡視が継続して実施され環境改善が進んだ。25件の労働災害が発生したことは残念であるが、「ヒヤリ・ハット報告運動」の実施などで意識の醸成を図った。環境負荷軽減については、さまざまな節電対策を行っており評価できる。統合後においても業務運営に支障のない範囲で取り組むことが期待される。</p> <p>以上、環境対策・安全管理の推進について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。</p>		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評定はBが標準（26、27年度）

第8-5. 積立金の処分にに関する事項

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評価	B
<p>ア 前中期目標期間繰越積立金は適正な用途に活用されているか。</p>	<p>1. 前中期目標期間繰越積立金●●●●千円は、前中期目標期間までに自己財源で購入した有形固定資産の減価償却費等に充当した。</p>	<p><評価の根拠> 前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己財源で購入した有形固定資産の減価償却費等に充当しており、適切に処理された。</p> <p>以上、積立金の処分にに関する事項について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評価を「B」とする。</p>		

第8-5. 積立金の処分に關する事項

指標	指標に対する主な業務実績	自己評価	評定	B
ア 前中期目標期間繰越積立金は適正な用途に活用されているか。	1. 前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己財源で購入した有形固定資産の減価償却費等に充当した。	<評定の根拠> 前中期目標期間繰越積立金は、前中期目標期間までに自己財源で購入した有形固定資産の減価償却費等に充当しており、適切に処理された。 以上、積立金の処分に關する事項について、着実な業務運営がなされているものと判断し、評定を「B」とする。		

◆農業生物資源研究所の自己評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	27年度 評価	見込 評価	期間実 績評価
A	A	A	B	B	B	B

◆主務大臣等の評価

23年度 評価	24年度 評価	25年度 評価	26年度 評価	見込 評価
A	A	A	B	B

※評価ランクはAが標準（23～25年度）、
評定はBが標準（26、27年度）